

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

		前事業年度 (平成15年 3月31日)		当事業年度 (平成16年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		670,518	4.23	751,656	4.86
現金		153,041		166,994	
預け金		517,476		584,661	
コールローン		30,000	0.19	114,789	0.74
買入手形		—	—	62,600	0.41
買入金銭債権		95,869	0.60	102,428	0.66
特定取引資産	7	679,926	4.28	301,896	1.95
商品有価証券		13,586		4,444	
商品有価証券派生商品		1		32	
特定取引有価証券派生商品		1		11	
特定金融派生商品		334,058		45,423	
その他の特定取引資産		332,279		251,984	
金銭の信託		—	—	686	0.01
有価証券	7	3,468,066	21.85	3,636,250	23.50
国債		772,801		924,240	
地方債		32,739		59,955	
社債		297,814		311,660	
株式	1	604,447		713,367	
その他の証券		1,760,263		1,627,027	
貸出金	2,3, 4,5, 7	9,168,024	57.77	8,887,978	57.44
割引手形	6	18,044		12,128	
手形貸付		1,219,547		1,208,429	
証書貸付		6,719,263		6,507,230	
当座貸越		1,211,168		1,160,189	
外国為替		13,534	0.09	13,339	0.09
外国他店預け		3,582		6,123	
買入外国為替	6,7	9,951		7,216	
その他資産		1,075,893	6.78	1,001,024	6.47
未決済為替貸		259		399	
前払費用		265		250	
未収収益		73,976		61,006	
先物取引差入証拠金		16,884		5,977	
先物取引差金勘定		50,023		39,831	
金融派生商品		472,464		510,280	
繰延ヘッジ損失	9	36,008		19,508	
社債発行差金		—		36	
有価証券等取引未収金		197,403		137,104	
その他の資産	7,13	228,607		226,630	
動産不動産	11, 12	105,000	0.66	97,932	0.63
土地建物動産	10	83,193		77,953	
建設仮払金		588		132	
保証金権利金		21,218		19,846	
繰延税金資産		266,881	1.68	141,371	0.91
支払承諾見返		432,641	2.73	474,756	3.07
貸倒引当金		136,094	0.86	109,091	0.71
投資損失引当金		719	0.00	4,774	0.03
資産の部合計		15,869,541	100.00	15,472,846	100.00

		前事業年度 (平成15年 3 月31日)		当事業年度 (平成16年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	7	8,689,399	54.76	8,758,651	56.61
当座預金		306,727		278,744	
普通預金		1,321,326		1,422,434	
通知預金		106,047		76,498	
定期預金		6,555,235		6,713,229	
その他の預金		400,062		267,743	
譲渡性預金		1,558,646	9.82	1,387,329	8.97
コールマネー	7	60,000	0.38	90,000	0.58
売現先勘定	7	928,932	5.85	1,024,599	6.62
債券貸借取引受入担保金	7	386,870	2.44	239,138	1.55
売渡手形	7	208,700	1.32	60,700	0.39
特定取引負債		330,403	2.08	47,933	0.31
商品有価証券派生商品		9		—	
特定取引有価証券派生商品		278		424	
特定金融派生商品		330,115		47,509	
借入金	14	424,279	2.67	445,567	2.88
借入金		424,279		445,567	
外国為替		45,333	0.29	12,664	0.08
外国他店預り		35,614		5,448	
外国他店借		9,715		7,216	
売渡外国為替		—		0	
未払外国為替		3		—	
社債	15	106,600	0.67	122,700	0.79
新株予約権付社債	16	75	0.00	70	0.00
信託勘定借		1,477,346	9.31	1,425,148	9.21
その他負債		576,154	3.63	564,547	3.65
未決済為替借		188		191	
未払法人税等		2,870		1,658	
未払費用		51,232		51,820	
前受収益		4,376		5,052	
従業員預り金		4,210		—	
先物取引差金勘定		6,383		—	
金融派生商品		488,070		446,830	
その他の負債		18,822		58,994	
賞与引当金		3,141	0.02	3,476	0.02
退職給付引当金		315	0.00	305	0.00
再評価に係る繰延税金負債	10	2,199	0.01	6,826	0.05
支払承諾		432,641	2.73	474,756	3.07
負債の部合計		15,231,038	95.98	14,664,414	94.78

		前事業年度 (平成15年 3 月31日)		当事業年度 (平成16年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資本の部)					
資本金	17	287,015	1.81	287,018	1.86
資本剰余金		240,435	1.51	240,437	1.55
資本準備金		240,435		240,437	
利益剰余金	18	123,970	0.78	193,861	1.25
利益準備金		44,503		45,603	
任意積立金		129,873		68,872	
海外投資等損失準備金		3		2	
別途準備金		129,870		68,870	
当期末処分利益 (は当期末処理損失)		50,406		79,385	
土地再評価差額金	10	3,236	0.02	3,235	0.02
その他有価証券評価差額金		11,790	0.07	94,783	0.61
自己株式	19	4,363	0.03	4,433	0.03
資本の部合計		638,503	4.02	808,432	5.22
負債及び資本の部合計		15,869,541	100.00	15,472,846	100.00

【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		546,764	100.00	478,733	100.00
信託報酬		71,382		76,401	
資金運用収益		273,533		212,429	
貸出金利息		131,639		120,930	
有価証券利息配当金		126,856		85,749	
コールローン利息		198		74	
買現先利息		—		0	
債券貸借取引受入利息		2		1	
買入手形利息		3		0	
預け金利息		5,407		2,772	
金利スワップ受入利息		385		—	
その他の受入利息		9,038		2,899	
役務取引等収益		45,748		57,984	
受入為替手数料		816		753	
その他の役務収益		44,932		57,231	
特定取引収益		8,094		3,760	
商品有価証券収益		722		426	
特定取引有価証券収益		—		150	
特定金融派生商品収益		7,106		3,052	
その他の特定取引収益		265		130	
その他業務収益		123,259		76,201	
外国為替売買益		4,813		3,523	
国債等債券売却益		117,829		72,474	
その他の業務収益		616		203	
その他経常収益		24,746		51,956	
株式等売却益		14,238		41,281	
金銭の信託運用益		110		33	
その他の経常収益	1	10,397		10,640	

		前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常費用		615,155	112.51	356,622	74.49
資金調達費用		120,718		94,981	
預金利息		40,721		29,456	
譲渡性預金利息		1,487		525	
コールマネー利息		630		333	
売現先利息		18,069		11,966	
債券貸借取引支払利息		19,402		6,227	
売渡手形利息		13		9	
借入金利息		8,529		8,917	
社債利息		2,893		2,376	
新株予約権付社債利息		6		0	
金利スワップ支払利息		17,250		2,121	
その他の支払利息		11,714		33,047	
役務取引等費用		27,309		30,453	
支払為替手数料		308		304	
その他の役務費用		27,000		30,149	
特定取引費用		478		—	
特定取引有価証券費用		478		—	
その他業務費用		118,901		49,015	
国債等債券売却損		116,582		43,272	
国債等債券償還損		2,073		159	
国債等債券償却		2		538	
金融派生商品費用		232		5,044	
その他の業務費用		11		—	
営業経費		119,010		113,467	
その他経常費用		228,736		68,705	
貸倒引当金繰入額		8,488		—	
貸出金償却		40,392		16,725	
株式等売却損		41,024		12,624	
株式等償却		100,996		3,016	
金銭の信託運用損		1,512		—	
その他の経常費用		36,322		36,337	
経常利益 (は経常損失)		68,390	12.51	122,110	25.51

		前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益		26,614	4.87	8,843	1.85
動産不動産処分益		208		3	
償却債権取立益		2,505		1,568	
その他の特別利益	2	23,900		7,272	
特別損失		62,990	11.52	4,955	1.04
動産不動産処分損		1,860		1,295	
その他の特別損失	3	61,129		3,659	
税引前当期純利益 (は税引前当期純損失)		104,766	19.16	125,998	26.32
法人税、住民税及び事業税		103	0.02	104	0.02
法人税等調整額		48,305	8.83	51,965	10.86
当期純利益 (は当期純損失)		56,565	10.35	73,928	15.44
前期繰越利益		6,042		4,359	
土地再評価差額金取崩額		116		1,098	
自己株式処分差損		—		1	
当期末処分利益 (は当期末処理損失)		50,406		79,385	

【利益処分計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成15年 6 月27日)	当事業年度 (株主総会承認日 平成16年 6 月29日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
当期末処分利益 (は当期末処理損失)		50,406	79,385
任意積立金取崩額		61,000	0
海外投資等損失準備金取崩額		0	0
別途準備金取崩額		61,000	—
計		10,594	79,386
利益処分額		6,234	73,677
利益準備金		1,100	976
第一回優先株式配当金		(1 株につき 6 円 8 銭) 760	(1 株につき 6 円 8 銭) 568
普通株式配当金		(1 株につき 3 円) 4,374	(1 株につき 6 円) 9,062
役員賞与金		—	70
取締役賞与金		—	70
任意積立金		0	63,000
海外投資等損失準備金		0	—
別途準備金		—	63,000
次期繰越利益		4,359	5,708

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前 1 カ月間の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前 1 カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～60年 動産 2年～20年	(1) 動産不動産 同左
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) ソフトウェア 同左
5. 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当事業年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)による経過措置を適用しておりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「9. ヘッジ会計の方法」に記載しております。 この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方によった場合と比較して、「未収収益」は30百万円減少、「未払費用」は1,005百万円減少、「その他の資産」は39,865百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は40,884百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は2,208百万円増加、「繰延ヘッジ損失」は214百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。 また、上記以外先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のう

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日毎にその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間毎に直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。	え「その他の資産」又は「その他の負債」で純額表示しておりましたが、当事業年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、特定取引目的の通貨スワップ取引に係るものは特定取引資産及び特定取引負債中の「特定金融派生商品」に、その他に係るものはその他資産及びその他負債中の「金融派生商品」に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方方法によった場合と比較して、特定取引資産及び特定取引負債中の「特定金融派生商品」は9百万円増加、「その他の資産」は2,709百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は74,636百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は71,926百万円増加しております。
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は151,688百万円であります。	破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は103,426百万円であります。
	(2) 投資損失引当金 投資等に対し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左
	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
	過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理 会計基準変更時差異(17,094百万円)については、5年による按分額を費用処理しております。	過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 会計基準変更時差異(17,094百万円)については、5年による按分額を費用処理しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
9. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。	(イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は223,586百万円、繰延ヘッジ利益は214,589百万円であります。

	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
		(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。 また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。 (ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カパー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
11. その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年 4 月 1 日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の資産及び資本に与える影響はありません。 なお、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。	_____
	(2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。	_____

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
(貸借対照表関係) 1. 地方三公社(土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社)が発行する債券については、従来「有価証券」中「地方債」で表示しておりましたが、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(平成14年法律第65号)が本年 1 月 6 日に施行され、同日以降、証券取引法上の有価証券とされたことに伴い、当事業年度からは「有価証券」中「社債」に含めて表示しております。この変更により、「地方債」は19,321百万円減少し、「社債」は同額増加しております。 2. 前事業年度において「その他の資産」に含めて表示していた「有価証券等取引未収金」は、当事業年度末において資産の合計の100分の 1 を超えているため区分掲記しております。 なお、前事業年度の「その他の資産」に含まれている「有価証券等取引未収金」は20,291百万円であります。 3. 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 前事業年度において「その他負債」の内訳として表示していた「債券貸付取引担保金」は、当事業年度から「債券貸借取引受入担保金」として区分掲記しております。 (2) 前事業年度において区分掲記していた「転換社債」は、当事業年度から「新株予約権付社債」として表示しております。 4. 前事業年度において区分掲記していた「特定取引未払金」及び「有価証券等取引未払金」は、当事業年度末において金額が僅少となったため「その他の負債」に含めて表示しております。 なお、当事業年度の「その他の負債」に含まれている「特定取引未払金」及び「有価証券等取引未払金」はそれぞれ10,112百万円、794百万円であります。	
(損益計算書関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 前事業年度において「資金調達費用」中「その他の支払利息」、又は「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて表示していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、当事業年度から、それぞれ同「債券貸借取引支払利息」、又は同「債券貸借取引受入利息」として表示しております。 (2) 前事業年度において区分掲記していた「転換社債利息」は、当事業年度から「新株予約権付社債利息」として表示しております。	

追加情報

前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、当社は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年 3 月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金2,264百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年 3 月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年 4 月 9 日、当社を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年 1 月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金4,693百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年 2 月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当社を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。 このように当社は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当事業年度における会計処理についても、前事業年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、当事業年度は2,458百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ「経常損失」は同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は12,328百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ103百万円、378百万円減少し、「土地再評価差額金」は103百万円増加しております。 また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。	

前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
平成14年 4 月 4 日に、当社は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年 5 月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年 4 月 1 日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年 4 月 1 日以後開始する事業年度より適用されることになりました。これにより、当事業年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則 2 の適用を受け、当社の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は8,262百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ69百万円、253百万円減少し、「土地再評価差額金」は69百万円増加しております。 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年 3 月31日に公布され、平成16年 4 月 1 日以後開始する事業年度より銀行業に対する法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年 4 月 1 日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
1. 子会社の株式総額 28,305百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,670百万円、延滞債権額は164,490百万円であります。ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は69,299百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,199百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は155,410百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は335,771百万円であります。ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は69,299百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,996百万円であります。	1. 子会社の株式総額 28,305百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,351百万円、延滞債権額は103,724百万円であります。ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は60,731百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は131,336百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は247,412百万円であります。ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は60,731百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,344百万円であります。

前事業年度 (平成15年 3月31日)	当事業年度 (平成16年 3月31日)																																
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>特定取引資産</td><td>276,301百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>1,420,050百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>277,941百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>22,079百万円</td></tr> <tr> <td>コールマネー</td><td>60,000百万円</td></tr> <tr> <td>売現先勘定</td><td>928,932百万円</td></tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td><td>386,870百万円</td></tr> <tr> <td>売渡手形</td><td>208,700百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券393,984百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうちデリバティブ取引の差入担保金は22,087百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は9,715百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,193,667百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,985,409百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は414,412百万円、繰延ヘッジ利益の総額は378,404百万円であります。	特定取引資産	276,301百万円	有価証券	1,420,050百万円	貸出金	277,941百万円	預金	22,079百万円	コールマネー	60,000百万円	売現先勘定	928,932百万円	債券貸借取引受入担保金	386,870百万円	売渡手形	208,700百万円	7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>特定取引資産</td><td>178,990百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>1,853,501百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>196,168百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>26,763百万円</td></tr> <tr> <td>コールマネー</td><td>90,000百万円</td></tr> <tr> <td>売現先勘定</td><td>1,024,599百万円</td></tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td><td>239,138百万円</td></tr> <tr> <td>売渡手形</td><td>60,700百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券24,669百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうちデリバティブ取引の差入担保金は20,767百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は7,216百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,707,856百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,439,582百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は244,897百万円、繰延ヘッジ利益の総額は225,389百万円であります。	特定取引資産	178,990百万円	有価証券	1,853,501百万円	貸出金	196,168百万円	預金	26,763百万円	コールマネー	90,000百万円	売現先勘定	1,024,599百万円	債券貸借取引受入担保金	239,138百万円	売渡手形	60,700百万円
特定取引資産	276,301百万円																																
有価証券	1,420,050百万円																																
貸出金	277,941百万円																																
預金	22,079百万円																																
コールマネー	60,000百万円																																
売現先勘定	928,932百万円																																
債券貸借取引受入担保金	386,870百万円																																
売渡手形	208,700百万円																																
特定取引資産	178,990百万円																																
有価証券	1,853,501百万円																																
貸出金	196,168百万円																																
預金	26,763百万円																																
コールマネー	90,000百万円																																
売現先勘定	1,024,599百万円																																
債券貸借取引受入担保金	239,138百万円																																
売渡手形	60,700百万円																																

前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,261百万円 11. 動産不動産の減価償却累計額 96,064百万円 12. 動産不動産の圧縮記帳額 28,508百万円 (当期圧縮記帳額 一百万円) 13. その他の資産には、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額5,814百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠くものと判断しており、国税不服審判所長宛審査請求を行っております。 14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金398,000百万円が含まれております。 15. 社債は、全額劣後特約付社債であります。 16. 新株予約権付社債は、全額劣後特約付新株予約権付社債であります。 17. 会社が発行する株式の総数 普通株式 3,000,000千株 優先株式 250,000千株 発行済株式総数 普通株式 1,464,097千株 優先株式 125,000千株 19. 会社が保有する自己株式の数 普通株式 5,887千株	10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,895百万円 11. 動産不動産の減価償却累計額 95,062百万円 12. 動産不動産の圧縮記帳額 28,506百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円) 13. その他の資産には、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠くものと判断しており、国税不服審判所長宛審査請求を行い、審理が行われております。 14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金421,300百万円が含まれております。 15. 社債は、全額劣後特約付社債であります。 16. 新株予約権付社債は、全額劣後特約付新株予約権付社債であります。 17. 会社が発行する株式の総数 普通株式 3,000,000千株 優先株式 218,570千株 発行済株式総数 普通株式 1,516,382千株 優先株式 93,570千株 18. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は113,149百万円であります。 19. 会社が保有する自己株式の数 普通株式 6,019千株

前事業年度 (平成15年 3 月31日)	当事業年度 (平成16年 3 月31日)
20. 商法第280条ノ19第1項に規定する新株予約権(商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第6条に基づき、この法律の施行後もなお従前の例によることとされている、取締役及び使用人に付与している新株引受権を含む)の内容は次のとおりであります。 平成11年 6 月29日定時株主総会において決議された新株予約権 対象となる株式の種類 普通株式 対象となる株式の総数 165千株 新株の発行価額(行使価額) 1 株につき727円 平成12年 6 月29日定時株主総会において決議された新株予約権 対象となる株式の種類 普通株式 対象となる株式の総数 2,831千株 新株の発行価額(行使価額) 1 株につき758円 平成13年 6 月28日定時株主総会において決議された新株予約権 対象となる株式の種類 普通株式 対象となる株式の総数 2,587千株 新株の発行価額(行使価額) 1 株につき795円 平成14年 6 月27日定時株主総会において決議された新株予約権 対象となる株式の種類 普通株式 対象となる株式の総数 2,514千株 新株の発行価額(行使価額) 1 株につき656円 新株予約権付社債の新株予約権 対象となる株式の種類 普通株式 対象となる株式の総数 150千株 新株の発行価額(行使価額) 1 株につき500円 21. 定款により第一回優先株式には、優先株式 1 株につき年60円を上限とする配当制限が設けられております。 22. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託968,763百万円、貸付信託2,110,727百万円であります。	21. 定款により第一回優先株式には、優先株式 1 株につき年60円を上限とする配当制限が設けられております。 22. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託966,350百万円、貸付信託1,434,515百万円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
1. その他の経常収益には、株式関連派生商品取引に係る収益8,097百万円を含んでおります。 2. その他の特別利益は、証券代行事業の一部営業譲渡益であります。 3. その他の特別損失は、退職給付信託設定損57,469百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額3,659百万円であります。	2. その他の特別利益は、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解成立に伴う還付税金及び還付加算金5,285百万円及び貸倒引当金戻入益1,986百万円であります。 3. その他の特別損失は、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額3,659百万円であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)																																																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr> <td>動産</td><td>1,894百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>1,894百万円</u></td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr> <td>動産</td><td>1,474百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>1,474百万円</u></td></tr> </table> 期末残高相当額 <table> <tr> <td>動産</td><td>420百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>420百万円</u></td></tr> </table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>241百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>178百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>420百万円</u></td></tr> </table> (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 当期の支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料 (減価償却費相当額)</td><td>511百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>2,417百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>19,340百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>21,758百万円</u></td></tr> </table>	動産	1,894百万円	その他	—百万円	合計	<u>1,894百万円</u>	動産	1,474百万円	その他	—百万円	合計	<u>1,474百万円</u>	動産	420百万円	その他	—百万円	合計	<u>420百万円</u>	1 年内	241百万円	1 年超	178百万円	合計	<u>420百万円</u>	支払リース料 (減価償却費相当額)	511百万円	1 年内	2,417百万円	1 年超	19,340百万円	合計	<u>21,758百万円</u>	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr> <td>動産</td><td>595百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>595百万円</u></td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr> <td>動産</td><td>397百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>397百万円</u></td></tr> </table> 期末残高相当額 <table> <tr> <td>動産</td><td>197百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>197百万円</u></td></tr> </table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>90百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>107百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>197百万円</u></td></tr> </table> (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。 当期の支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料 (減価償却費相当額)</td><td>246百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>2,417百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>16,922百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>19,340百万円</u></td></tr> </table>	動産	595百万円	その他	—百万円	合計	<u>595百万円</u>	動産	397百万円	その他	—百万円	合計	<u>397百万円</u>	動産	197百万円	その他	—百万円	合計	<u>197百万円</u>	1 年内	90百万円	1 年超	107百万円	合計	<u>197百万円</u>	支払リース料 (減価償却費相当額)	246百万円	1 年内	2,417百万円	1 年超	16,922百万円	合計	<u>19,340百万円</u>
動産	1,894百万円																																																																
その他	—百万円																																																																
合計	<u>1,894百万円</u>																																																																
動産	1,474百万円																																																																
その他	—百万円																																																																
合計	<u>1,474百万円</u>																																																																
動産	420百万円																																																																
その他	—百万円																																																																
合計	<u>420百万円</u>																																																																
1 年内	241百万円																																																																
1 年超	178百万円																																																																
合計	<u>420百万円</u>																																																																
支払リース料 (減価償却費相当額)	511百万円																																																																
1 年内	2,417百万円																																																																
1 年超	19,340百万円																																																																
合計	<u>21,758百万円</u>																																																																
動産	595百万円																																																																
その他	—百万円																																																																
合計	<u>595百万円</u>																																																																
動産	397百万円																																																																
その他	—百万円																																																																
合計	<u>397百万円</u>																																																																
動産	197百万円																																																																
その他	—百万円																																																																
合計	<u>197百万円</u>																																																																
1 年内	90百万円																																																																
1 年超	107百万円																																																																
合計	<u>197百万円</u>																																																																
支払リース料 (減価償却費相当額)	246百万円																																																																
1 年内	2,417百万円																																																																
1 年超	16,922百万円																																																																
合計	<u>19,340百万円</u>																																																																

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成15年 3 月31日現在)

該当ありません。

当事業年度(平成16年 3 月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	149	1,775	1,625
合計	149	1,775	1,625

(注) 時価は、決算日における市場価格等に基づいております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)																																														
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>127,740百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券償却税分</td><td>54,553百万円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金</td><td></td></tr> <tr> <td>損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)</td><td>50,299百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>42,205百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>274,799百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>2,256百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>272,542百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他</td><td>5,661百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>266,881百万円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	127,740百万円	有価証券償却税分	54,553百万円	貸倒引当金		損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	50,299百万円	その他	42,205百万円	繰延税金資産小計	274,799百万円	評価性引当額	2,256百万円	繰延税金資産合計	272,542百万円	その他	5,661百万円	繰延税金資産の純額	266,881百万円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>105,414百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券償却税分</td><td>36,338百万円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金</td><td></td></tr> <tr> <td>損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)</td><td>34,178百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>9,572百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>28,718百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>214,223百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>4,570百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>209,652百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>64,784百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,495百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>68,280百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>141,371百万円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	105,414百万円	有価証券償却税分	36,338百万円	貸倒引当金		損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	34,178百万円	退職給付引当金	9,572百万円	その他	28,718百万円	繰延税金資産小計	214,223百万円	評価性引当額	4,570百万円	繰延税金資産合計	209,652百万円	その他有価証券評価差額金	64,784百万円	その他	3,495百万円	繰延税金負債合計	68,280百万円	繰延税金資産の純額	141,371百万円
税務上の繰越欠損金	127,740百万円																																														
有価証券償却税分	54,553百万円																																														
貸倒引当金																																															
損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	50,299百万円																																														
その他	42,205百万円																																														
繰延税金資産小計	274,799百万円																																														
評価性引当額	2,256百万円																																														
繰延税金資産合計	272,542百万円																																														
その他	5,661百万円																																														
繰延税金資産の純額	266,881百万円																																														
税務上の繰越欠損金	105,414百万円																																														
有価証券償却税分	36,338百万円																																														
貸倒引当金																																															
損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	34,178百万円																																														
退職給付引当金	9,572百万円																																														
その他	28,718百万円																																														
繰延税金資産小計	214,223百万円																																														
評価性引当額	4,570百万円																																														
繰延税金資産合計	209,652百万円																																														
その他有価証券評価差額金	64,784百万円																																														
その他	3,495百万円																																														
繰延税金負債合計	68,280百万円																																														
繰延税金資産の純額	141,371百万円																																														
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。																																														
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3 月法律第 9 号)が平成15年 3 月31日に公布され、平成16年 4 月 1 日以後開始する事業年度より当社の法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることにより、当該課税標準の一部は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないことになります。 この変更に伴い、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は当事業年度の38.76%から40.46%となり、「繰延税金資産」は8,678百万円増加し、当事業年度に計上された「法人税等調整額」は同額減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は92百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少しております。また、「その他有価証券評価差額金」は336百万円増加しております。																																															

(1 株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	368.76	485.27
1 株当たり当期純利益 (は 1 株当たり当期純損失)	円	39.49	50.09
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	—	44.86

(注) 1. 前事業年度から「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。
 なお、当該会計基準及び適用指針の適用前に採用していた方法により算定した、前事業年度の 1 株当たり情報は次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	369.29
1 株当たり当期純損失	円	39.49

2. 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益			
当期純利益(は当期純損失)	百万円	56,565	73,928
普通株主に帰属しない金額	百万円	760	638
うち利益処分による役員賞与金	百万円	—	70
うち利益処分による優先配当額	百万円	760	568
普通株式に係る当期純利益 (は普通株式に係る当期純損失)	百万円	57,325	73,289
普通株式の期中平均株式数	千株	1,451,293	1,463,144
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	—	569
うち優先株式配当金	百万円	—	568
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	—	0
普通株式増加数	千株	—	183,150
うち優先株式	千株	—	182,768
うち新株予約権	千株	—	234
うち転換社債	千株	—	147
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		円建劣後転換社債(額面総額75百万円) 第一回優先株式(125,000 千株、発行価格800円) 新株予約権 4 種類(8,097 千株) なお、上記円建劣後転換社債、第一回優先株式及び新株予約権は「第 4 提出会社の状況」中の「1. 株式等の状況」に記載のとおり。	新株予約権 4 種類(8,097 千株) 株主総会の決議日 1. 平成11年 6 月29日 (165千株) 2. 平成12年 6 月29日 (2,831千株) 3. 平成13年 6 月28日 (2,587千株) 4. 平成14年 6 月27日 (2,514千株) なお、1. は行使期間が平成15年 6 月30日に終了しております。また、2. 3. 4. の概要は、「第 4 提出会社の状況」の中の「1. 株式等の状況」に記載のとおり。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、前事業年度は純損失が計上されているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
	当社は、平成16年 5 月21日に、株式会社ＵＦＪホールディングス、ＵＦＪ信託銀行株式会社、株式会社ＵＦＪ銀行と、グループを超えた事業の「選択と集中」による競争力・収益力の強化、お客様への貢献と株主価値の向上を狙いとして、当社とＵＦＪ信託銀行の経営統合により、ＵＦＪグループの信託・財産管理事業等を「協働事業」化することに合意しました。 本合意において、ＵＦＪグループは、ＵＦＪ信託銀行の事業法人向け貸出業務等を除く全業務を、当社又は当社が新たに設立する信託銀行(以下、新信託銀行という。)に統合させるとともに、信託・財産管理事業に関して専属の信託代理店契約を締結する予定であります。更に、ＵＦＪホールディングスは、新信託銀行の優先株式等の一部出資いたします。 ＵＦＪ信託銀行から統合する業務のうち、法人向け信託・財産管理事業(証券代行業務、資産金融業務、受託資産業務、証券業務の 4 業務)と不動産業務は平成17年 3 月末までに、リテール業務は平成17年度中に、各々会社分割制度等を活用して、関係当局による許認可等を条件に統合する予定であります。

【附属明細表】

当事業年度(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	(1) 41,246	—	2,009	39,237	—	—	39,237
建物	(78) 96,658	960	1,313	96,305	65,776	2,246	30,529
動産	(88) 41,183	1,718	5,429	37,472	29,285	2,865	8,186
建設仮払金	(56) 532	179	579	132	—	—	132
有形固定資産計	(225) 179,621	2,858	9,331	173,148	95,062	5,111	78,086
無形固定資産							
施設利用権等	—	—	—	2,003	620	42	1,383
無形固定資産計	—	—	—	2,003	620	42	1,383
その他	23,642	6,891	583	29,950	12,868	4,743	17,082

(注) 1. 前期末残高欄における()内は為替換算差額であります。

2. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上しております。

3. 無形固定資産の金額が資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

4. その他はソフトウェアであります。自社利用のソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、「銀行法施行規則」に則り貸借対照表科目では「その他資産」に計上しております。

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金 (百万円)		287,015	2	—	287,018
資本金のうち 既発行株式	普通株式 (注) 1, 2 (株)	(1,464,097,764)	(52,284,424)	(—)	(1,516,382,188)
	普通株式(注) 2 (百万円)	237,015	12,574	—	249,590
	第一回優先株式 (注) 3 (株)	(125,000,000)	(—)	(31,430,000)	(93,570,000)
	第一回優先株式 (注) 3 (百万円)	50,000	—	12,572	37,428
	計 (株)	(1,589,097,764)	(52,284,424)	(31,430,000)	(1,609,952,188)
	計 (百万円)	287,015	12,574	12,572	287,018
資本準備金及び その他資本剰余 金	(資本準備金) 株式払込剰余金 (注) 2 (百万円)	240,435	2	—	240,437
	計 (百万円)	240,435	2	—	240,437
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金) (注) 4 (百万円)	44,503	1,100	—	45,603
	(任意積立金) 海外投資等損失 準備金(注) 5 (百万円)	3	0	0	2
	別途準備金(注) 6 (百万円)	129,870	—	61,000	68,870
	計 (百万円)	174,377	1,100	61,000	114,476

(注) 1. 当期末における自己株式数は6,019,471株であります。

2. 当期増加額は、旧商法に基づき発行された転換社債の株式転換によるもの(普通株式10,000株、資本金2百万円、資本準備金2百万円)、優先株式の普通株式への転換によるもの(普通株式52,274,424株、資本金12,572百万円)であります。

3. 当期減少額は、普通株式への転換によるものであります。

4. 当期増加額は、前期決算の利益処分に伴う積立によるものであります。

5. 当期増加額及び当期減少額は、前期決算の利益処分による増減であります。

6. 当期減少額は、前期決算の利益処分に伴う取崩によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	(510) 87,024	72,555	—	87,024	72,555
個別貸倒引当金	(398) 47,259	36,054	23,904	23,355	36,054
うち非居住者向け 債権分	(398) 3,868	3,633	1,038	2,829	3,633
特定海外債権 引当勘定	(96) 804	481	106	697	481
投資損失引当金	(86) 632	4,774	632	—	4,774
賞与引当金	3,141	3,476	3,141	—	3,476
計	(1,092) 138,862	117,341	27,785	111,077	117,341

(注) 1. 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金.....洗替による取崩額

個別貸倒引当金.....洗替による取崩額

うち非居住者向け債権分...洗替による取崩額

特定海外債権引当勘定.....洗替による取崩額

2. ()内は為替換算差額であります。

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	2,870	1,342	2,555	—	1,658
未払法人税等	411	104	96	—	420
未払事業税	2,458	1,238	2,458	—	1,238

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成16年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金353,584百万円、他の銀行への預け金223,227百万円その他であります。
その他の証券	外国証券1,603,974百万円その他であります。
前払費用	支払手数料228百万円その他であります。
未収収益	信託報酬22,569百万円、有価証券利息配当金17,730百万円、貸出金利息11,083百万円その他であります。
その他の資産	前払年金費用70,795百万円、金融安定化拠出基金等への拠出金66,926百万円、組合等出資金28,171百万円、差入担保金20,767百万円その他であります。

負債の部

その他の預金	外貨預金212,359百万円その他であります。
信託勘定借	信託勘定における銀行勘定貸と見合う勘定で、信託勘定の余裕金等を一時的に受け入れたものであります。
未払費用	預金利息39,903百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息3,797百万円その他であります。
その他の負債	特定取引未払金18,053百万円、有価証券等取引未払金14,625百万円、受入担保金12,024百万円その他であります。

(3) 【その他】
(信託財産残高表)

資産				
科目	前事業年度 (平成15年 3月31日)		当事業年度 (平成16年 3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	1,761,904	3.35	1,132,607	2.18
有価証券	4,476,065	8.51	5,796,846	11.17
信託受益権	39,465,647	75.01	37,804,184	72.86
受託有価証券	1,188	0.00	875	0.00
金銭債権	3,223,012	6.12	3,375,654	6.50
動産不動産	1,968,312	3.74	2,095,424	4.04
その他債権	72,290	0.14	73,831	0.14
銀行勘定貸	1,477,346	2.81	1,425,148	2.75
現金預け金	170,363	0.32	184,590	0.36
合計	52,616,131	100.00	51,889,165	100.00

負債				
科目	前事業年度 (平成15年 3月31日)		当事業年度 (平成16年 3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	20,108,266	38.22	18,475,916	35.61
年金信託	5,477,868	10.41	6,017,425	11.60
財産形成給付信託	11,515	0.02	11,256	0.02
貸付信託	1,963,838	3.73	1,362,069	2.62
投資信託	6,804,661	12.94	7,210,767	13.90
金銭信託以外の金銭の信託	3,215,853	6.11	2,689,844	5.18
有価証券の信託	8,430,286	16.02	9,119,565	17.57
金銭債権の信託	2,868,189	5.45	3,060,074	5.90
動産の信託	5,925	0.01	4,123	0.01
土地及びその定着物の信託	190,265	0.36	176,288	0.34
包括信託	3,539,459	6.73	3,761,832	7.25
合計	52,616,131	100.00	51,889,165	100.00

- (注) 1. 「信託受益権」には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 前事業年度末39,302,665百万円、当事業年度末37,687,390百万円が含まれております。
2. 共同信託他社管理財産 前事業年度末 7,839,617百万円、当事業年度末 6,423,723百万円
3. 元本補てん契約のある信託の貸出金 前事業年度末1,543,950百万円のうち、破綻先債権額は5,847百万円、延滞債権額は18,078百万円、3カ月以上延滞債権額は1,519百万円、貸出条件緩和債権額は38,373百万円であります。また、これらの債権額の合計額は63,819百万円であります。ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は1,708百万円であります。
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 当事業年度末1,029,541百万円のうち、破綻先債権額は2,563百万円、延滞債権額は11,561百万円、貸出条件緩和債権額は25,738百万円であります。また、これらの債権額の合計額は39,864百万円であります。なお、3カ月以上延滞債権はありません。ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は1,358百万円であります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
株主名簿閉鎖の期間	—————
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、500株券、1,000株券、10,000株券、100,000株券及び100株未満株券の6種類。
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	当社証券代行部(大阪市中央区北浜四丁目5番33号)
代理人	該当なし。
取次所	当社国内各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券不所持申出株式の株券の交付及びその他再発行　1枚につき250円
株券喪失登録	
株券喪失登録申請料	1件につき　10,000円
株券登録料	株券1枚につき　500円
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	当社証券代行部(大阪市中央区北浜四丁目5番33号)
代理人	該当なし。
取次所	当社国内各支店
買取・買増手数料	株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額。
公告掲載新聞名	日本経済新聞
株主に対する特典	なし。

第7 【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 発行登録追補書類
平成15年 5 月12日
近畿財務局長に提出。
平成15年 3 月20日提出の発行登録書に係る発行登録追補書類であります。
- (2) 臨時報告書
平成15年 6 月30日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。
- (3) 有価証券報告書
及びその添付書類
事業年度
(第132期)
自 平成14年 4 月 1 日
至 平成15年 3 月31日
平成15年 6 月30日
関東財務局長に提出。
- (4) 訂正発行登録書
平成15年 6 月30日
関東財務局長に提出。
平成15年 3 月20日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。
- (5) 半期報告書
及びその添付書類
(第133期中)
自 平成15年 4 月 1 日
至 平成15年 9 月30日
平成15年12月19日
関東財務局長に提出。
- (6) 訂正発行登録書
平成15年12月19日
関東財務局長に提出。
平成15年 3 月20日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。
- (7) 発行登録追補書類
平成16年 1 月29日
近畿財務局長に提出。
平成15年 3 月20日提出の発行登録書に係る発行登録追補書類であります。
- (8) 発行登録追補書類
平成16年 4 月14日
近畿財務局長に提出。
平成15年 3 月20日提出の発行登録書に係る発行登録追補書類であります。
- (9) 臨時報告書の
訂正報告書
平成16年 5 月28日
関東財務局長に提出。
平成15年 6 月30日提出上記(2)の臨時報告書に係る訂正報告書であります。
- (10) 訂正発行登録書
平成16年 5 月28日
関東財務局長に提出。
平成15年 3 月20日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。
- (11) 有価証券報告書の
訂正報告書
平成16年 6 月 4 日
関東財務局長に提出。
平成15年 6 月30日提出上記(3)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

- (12) 半期報告書の
訂正報告書
平成16年 6 月 4 日
関東財務局長に提出。
平成15年12月19日提出上記(5)の半期報告書に係る訂正報告書であります。
- (13) 訂正発行登録書
平成16年 6 月 4 日
関東財務局長に提出。
平成15年 3 月20日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。
- (14) 有価証券報告書の
訂正報告書
平成16年 6 月11日
関東財務局長に提出。
平成15年 6 月30日提出上記(3)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (15) 訂正発行登録書
平成16年 6 月11日
関東財務局長に提出。
平成15年 3 月20日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。
- (16) 訂正発行登録書
平成16年 6 月30日
関東財務局長に提出。
平成15年 3 月20日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

平成15年 6 月27日

住友信託銀行株式会社
取締役会 御中

朝日監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 亀 岡 義 一 (印)

代表社員
関与社員 公認会計士 堀 内 巧 (印)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友信託銀行株式会社及び連結子会社の平成15年 3 月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が提出した有価証券報告書に綴り込まれた前連結会計年度の監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の監査報告書

平成16年 6 月29日

住友信託銀行株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員 公認会計士 亀 岡 義 一 (印)

代表社員
関与社員 公認会計士 三 浦 邦 仁 (印)

関与社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 (印)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友信託銀行株式会社及び連結子会社の平成16年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成16年5月21日に、株式会社UFJホールディングス、UFJ信託銀行株式会社、株式会社UFJ銀行と、UFJ信託銀行との経営統合により、UFJグループの信託・財産管理事業等を「協働事業」化することに合意した。本合意において、UFJ信託銀行の事業法人向け貸出業務等を除く全業務を、会社又は会社が新たに設立する信託銀行に統合させる予定である。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成15年 6 月27日

住友信託銀行株式会社

取締役会 御中

朝日監査法人

代表社員
関与社員

公認会計士

亀 岡 義 一 (印)

代表社員
関与社員

公認会計士

堀 内 巧 (印)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第132期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友信託銀行株式会社の平成15年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が提出した有価証券報告書に綴り込まれた前事業年度の監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の監査報告書

平成16年 6 月29日

住友信託銀行株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員 公認会計士 亀 岡 義 一 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 三 浦 邦 仁 ⑩

関与社員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友信託銀行株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第133期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友信託銀行株式会社の平成16年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成16年5月21日に、株式会社UFJホールディングス、UFJ信託銀行株式会社、株式会社UFJ銀行と、UFJ信託銀行との経営統合により、UFJグループの信託・財産管理事業等を「協働事業」化することに合意した。本合意において、UFJ信託銀行の事業法人向け貸出業務等を除く全業務を、会社又は会社が新たに設立する信託銀行に統合させる予定である。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

